
令和4年度第1回（通算37回）北区子ども・子育て会議 議事要旨

[開催日時] 令和4年6月28日（火）午後 6時30分～午後 8時16分

[開催場所] 北とぴあ15階ペガサスホール

[次第]

- 1 開会
- 2 子ども・子育て施策等に関する報告事項
 - (1) 諮問（仮称）子ども・子育て支援総合計画の策定について
 - (2) 北区教育ビジョン2020の改定について
 - (3) （仮称）子ども条例の制定スケジュールについて
 - (4) 保育所待機児童数について
 - (5) 私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について
 - (6) 区立小・中学校、区立幼稚園・こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について
 - (7) 学童クラブ・保育園等における新型コロナウイルス感染症への対応について
- 3 その他
- 4 閉会

[配布資料]

資料1	諮問（仮称）子ども・子育て支援総合計画の策定について
資料2	北区教育ビジョン2020の改定について
資料3	（仮称）子ども条例の制定スケジュールについて
資料4	保育所待機児童数について
資料5	私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について
資料6	区立小・中学校、区立幼稚園・こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について
資料7	学童クラブ・保育園等における新型コロナウイルス感染症への対応について

【会長】

それでは定刻になりましたので、令和4年度第1回、通算37回目の北区子ども・子育て会議を開始いたします。

さて、本日は皆様お忙しい中、また、観測史上最も早い梅雨明けとなりまして、猛暑の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議は、今、申し上げましたように、令和4年度の第1回、それから通算第37回目の会議となります。

現在、新型コロナウイルスの感染状況は改善傾向にありますが、まだまだ予断を許さない状況が続いています。関係の皆様におかれましては、引き続き感染予防策を取りながら、子どもたちや子育て家庭の支援が止まることのないよう、今後とも皆様のお力を合わせて、取り組んでいければと思います。

事務局から、本日の出欠状況と資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

事務局です。本日よろしくをお願いいたします。

まず本日の出欠確認からいたします。本日、欠席0名で、出席17名ということで、定数の過半数を超えますので、定足数を満たしていることを報告いたします。

続きまして、本日、席上に配付しました資料から確認をいたします。

クリップ留めの資料ですが、まず一番上に本日の次第。それから委員の名簿、裏表のものです。裏側には事務局の名簿をつけています。それから本日の座席表。本日配付となりました右上に資料3当日配付と記載があります、中学生モニター会議スケジュール（案）。この4点を本日席上に配付いたしました。

事前配布の資料に漏れがあるといけませんので、念のため確認します。

資料1、諮問（仮称）子ども・子育て支援総合計画の策定について。

資料2、北区教育ビジョン2020の改定について。

資料3、（仮称）子ども条例の制定スケジュールについて。こちらは、資料3別紙、及び本日配付しました資料3当日配付のものと併せて、3枚セットとなります。

資料4、保育所待機児童数について。

資料5、私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について。

資料6と資料7で、新型コロナウイルス感染症への対応について。

以上の資料を事前に送付しています。

本日は「子ども・子育て支援計画2020」と「北区子どもの未来応援プラン」の2冊の計画冊子をお持ちいただくようご案内をしています。幾つか予備がございますので、もし、お手元にない方がいらっしゃいましたら、この場で挙手いただければと思います。

以上が、資料の確認となります。

【事務局】

先ほど会長からもありましたが、今年度第1回目となります。また、昨年度は新型コロナウイルスの感染症の拡大ということで、オンラインを中心に会議を開催しましたが、今日は久しぶりに、少し下火になっているというところで、ぜひ皆様方と対面で会議をやらせて

いただきたいということで、久々に北とぴあに集まっての開催となります。十分に感染症対策に留意しながら開催をしたいと思いますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

今年度ですが、これからご報告します子ども条例や、子ども・子育て支援総合計画、教育ビジョンの改定等々、大きな課題を抱えています。できるだけ、皆様方のご意見を伺うような形で、ご発言をこのように考えていますという委員の皆様のご意見を伺うような形で、私も事務局がそれをくみ取って、様々なことに反映していくということで考えていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、早速、次第の2に入りたいと思います。

子ども・子育て施策等に関する報告事項ということで、まず(1)諮問(仮称)子ども・子育て支援総合計画の策定について。事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

(仮称)子ども・子育て支援総合計画の策定についてです。

策定の趣旨ですとか、今後のスケジュールについては、去る3月28日にオンラインで開催いたしました第36回会議で報告したところでしたが、今回、東京都北区子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づきまして、北区長並びに北区教育委員会から文書により諮問を行う形式を取ることから、今回改めて、その諮問文をお示ししたことです。

裏面をおめくりください。

趣旨は、前回説明のとおりですので、今回は割愛します。

参考の(1)子ども・子育て支援事業計画、そして(2)次世代育成支援行動計画の二つの計画を柱とします「北区子ども・子育て支援計画2020」、冊子で言うところになります。こちらの冊子の計画、並びに(3)にあります子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するために策定いたしました「北区子どもの未来応援プラン」。こちらの冊子になります。皆様のお手元にあるかと思います。こちらの二つの計画を統合いたしまして、区の子ども・子育て施策の総合的な計画となる「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の策定を行うといったことです。

なお、今後の予定ですが、前回の例に倣いまして今年度は、策定に先立ち、区民の皆様意識・意向調査を行ってまいりたいと考えています。

次回開催の委員会の中で、事前に、皆様にこういったアンケートを予定していますといった説明を行いまして、皆様からの意見を取り入れた上で、意識・意向調査を今年度を実施し、取りまとめていきたいと考えています。

令和5年度に入りましてからは、子ども・子育て会議内に部会を立ち上げ、計画の内容の検討を行いまして、パブリックコメントを経て、令和6年3月に計画が策定できればと考えています。

雑駁ですが、ご説明とします。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、皆様から、ただいまのご説明に対するご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。特に、ご質問等なければ、また後ほど、場合によっては伺うということもできますが、よろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。続きまして、(2)北区教育ビジョン2020の改定について。事務局から、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

北区教育ビジョン2020の改定についてご報告します。資料をご覧ください。

最初に、1番の要旨です。

現在の北区教育ビジョン2020については、令和2年度から令和6年度末までの5か年計画として、令和2年3月に策定したものです。

本来ですと、令和6年度末の新たな教育ビジョンの策定に向けまして、令和5年度から改定作業に着手するところですが、このたび、上位計画である北区基本構想及び北区基本計画について、令和5年度中の改定が予定されていることから、北区教育ビジョン2020についても、(仮称)子ども・子育て支援総合計画と同様、1年前倒しをして改定することとしまして、教育を取り巻く環境の変化、同ビジョンの進捗状況及び課題等を踏まえながら、同ビジョンを改定し、(仮称)北区教育ビジョン2024の策定に向けて、作業に着手をするものです。

2番の北区教育ビジョン2020改定スケジュール(予定)です。

令和4年度については、4月に検討委員会を設置いたしましたが、10月には(仮称)北区教育ビジョン2020の策定に向けての基礎情報を充実するため、教育に関する意識及び意向の確認ということでアンケート調査を実施します。

2月には結果を取りまとめまして、令和5年度には学識経験者など、有識者、関係団体等との懇談会。

12月にはパブリックコメントを実施いたしまして、令和6年3月に(仮称)北区教育ビジョン2024を策定する予定です。

以上、雑駁ですが、北区教育ビジョン2020の改定についてのご報告は以上です。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、皆様から何かご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

【委員】

12月にパブリックコメントというのは、非常にせわしい時期に資料を読み込んで、いろいろ意見を書くというのは、なかなか大変なので、本当はやってほしくないですが、この時期にやるということであれば、なるべく長めに時期を取って、皆さんが書きやすいよ

うにさせていただければと思います。よろしくお願いします。

【事務局】

パブリックコメントについてのご意見ありがとうございます。

なかなか議会との関係ですとか、そういったスケジュールがございしますが、なるべく、そういったところの意向は踏まえながら対応してまいりたいと考えています。

【会長】

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

先ほどの子ども・子育て支援総合計画についても、こちらの北区教育ビジョン2020の改定についても、いずれも上位計画である北区基本構想及び北区基本計画が、令和5年度中に改定が予定されることに伴うものということですね。そこでお伺いしたいのですが、上位計画である北区基本構想及び北区基本計画が、現時点でどのような方向に変わっていきそうなのかということが、もしお分かりでしたら、教えていただければと思います。

【事務局】

北区基本構想は、北区の一番大切な基本的な理念を示すものになりまして、現在、区長部局のほうで課題ごとに、私たちの課題ですと教育、子育て部門になりますが、五つの部会を設けまして、検討しているところです。

そうした中で、今、大きな課題となっていますのはSDGs。こうしたところも含めまして、分野ごとの様々なご意見を伺って、今年の秋ぐらいでしたか。中間のまとめという形で、お示しをしていくような予定をしています。

そうした基本構想の中間のまとめ等々についても、必要に応じて子ども分野、教育分野のところをご紹介していきたいと思っています。

【会長】

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

すみません。お役所のことが分かっていなくて、素人の話になってしまうかもしれませんが、北区基本構想と基本計画に教育の部分があるということなのですが、そこに、ここでの意見というのは反映しないのですか。ここは子ども・子育てのことを議論する場ですよね。ここと関係なく上位概念の基本構想は基本構想として成立するのですか。この会議は子ども・子育てのための会議という私の認識なのですが、ここの議論が、基本構想のほうに反映しないのかなというのが、単純な疑問です。

【事務局】

ありがとうございます。子ども・子育て会議は、子ども分野、教育分野について、様々なご意見をいただく会議です。そして、ここでの意見を踏まえて、基本構想、基本計画、こちらは区長部局で区全体の施策を考えるところですので、私ども、また区長部局と連携を取りながら、整合を図って、基本構想、基本計画に、こちらの意見も踏まえて、整合を取って、並行して策定をしていくという考え方を取っています。

【委員】

ありがとうございます。

そうすると、基本構想が決まるのは令和5年度中なのですね。令和5年度中に決まったものが、下りてくるのですよね。教育ビジョン2024に下りてくるということですか。

【事務局】

今、お話あったように、基本構想、基本計画は上位計画でして、教育ビジョンなり、子ども・子育て支援計画というのは実行計画という位置づけになっています。ですので、大きな部分について、基本構想、基本計画で決めて、その詳細の部分、いわゆる単年度、また3年度程度の実行計画を定めるのが教育ビジョンとか、子ども・子育て支援計画の中身になるということですので、整合性を図らなくてはいけないということから、並行して作業をするという考え方です。そのため、上の計画が決まってから下の計画をつくるという位置づけではなくて、並行して作業を進めていくという考え方ですので、当然に皆様方からいただいた意見を踏まえて策定した子ども・子育て支援計画とか教育ビジョンについては、上位計画の中でも反映されているという認識を持っていただければと思っています。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

ということは、手元にある資料にスケジュールはないけれども、今後そういうステップがあるということで理解していいですか。

はい、分かりました。ありがとうございます。

【会長】

私は基本構想のほうの審議会にも出ていまして、子ども・子育てですとか、教育、あるいは福祉といった分野のことを議論しています。

先ほど事務局のほうからもご説明いただきましたように、基本構想というのは、北区の一番基本的な理念であるとか、考え方、方針といったものを話し合うわけで、今後、20年後までに大分いろいろなことが変化すると思うのですが、そういったことも踏まえまして、北区としては、どういうふうな区政を行っていくのか、どういう政策を実施していくのか、その基本的な考え方や方針を議論しまして、今、何回も部会を開いて、全体会も4回行っているのですが、当然、いろいろ他の審議会と連動していまして、この中には基本構想のほうの部会の委員も兼ねていらっしゃる委員の方がいらっしゃるのですが、やはり、子ども・子育て会議で、今まで何度も出てきたような意見をそちらのほうの部会でも、か

なりつながった議論になっていると思います。

例えば、子どもの権利を尊重しようということが、ずっと子ども・子育て会議では言われているのですが、そういうことも踏まえて、もっと子どもの権利を尊重するというところを入れる必要があるのではないか。

今までの会議で出された見解を踏まえて、上位の計画にも反映されている。ですから、そういう相互作用という点は、あると思います。

【事務局】

すみません。せっかく調べたのですが、7月に中間のまとめが基本構想のほうに出る予定になっていますので、皆様にも何かしら別に情報提供するような場を設けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【会長】

はい。それでは、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、3です。（仮称）子ども条例の制定スケジュールについて。事務局からお願いいたします。

【事務局】

（仮称）北区子ども条例の制定についてです。資料3という型番が上のほうについている資料をご覧ください。

まず、1の要旨ですが、前回3月28日に開催しました子ども・子育て会議において、令和4年度から条例策定に向けて、具体的な検討に着手すると説明申し上げた内容と大きな変更はありません。

今回は、項目3において、策定に向けたスケジュールをお示ししています。この部分を中心に取り上げたいと思います。

令和4年6月に子ども・子育て会議に報告、意見聴取となっていますが、それは本日の会議を指しています。

資料のほうでは、今日の会議のことについてのみを記載していますが、今後も子ども・子育て会議においては、検討の取組について、継続して事務局から報告を行い、委員の皆様からの意見聴取をその都度行っていきたいと考えています。

また来月には、モニター会議等で小学生・中学生・高校生の代表の方々からの意見聴取を行ってまいります。

小学生との区政を話し合う会については10月、また高校生モニター会議については11月に、それぞれ1日の日程にはなるのですが、意見聴取を行っていきたいと考えています。

一方で、中学生モニター会議については、7月下旬から8月上旬にかけて、計5日間の日程で意見聴取などを行う予定となっています。開催が迫っています中学生モニター会議の場合については、当日の資料配布となり恐縮ですが、そちらの資料を後ほどご説明の上、皆様からご意見を伺えればと考えています。

これらモニター会議についても、子どもたちから意見聴取を行う機会の創出を検討してまいりたいと考えています。

これら取組を踏まえまして、スケジュールに戻りますが、これらの取組を踏まえまして、今年度中に条例の考え方を取りまとめ、翌、令和5年度からはGIGAスクール端末を活用し、できるだけ多くの児童・生徒の皆様からのアンケート聴取、そしてパブリックコメントを経て、令和6年3月の条例制定を目指していきたいと考えています。

次に、資料3の別紙です。

基本的には、前回の会議で委員の皆様からいただいた意見をまとめたものになります。本日の議論の参考にいただければということです。

次に、当日配付となり大変恐縮ですが、右上に資料3当日配付とあります中学生モニターの会議のスケジュール。こちらのほうをご覧ください。

計5回、各回2時間程度の開催となります。1回目は、出身母体の異なる、出身の学校が異なる子どもたちの顔合わせ的な位置づけとなり、また、複数のテーマの中から自分たちが取り上げたいテーマの絞り込み。そんなことができればと考えています。

また、中学生モニター会議については、5回のうち1回は、検討テーマに関連する施設見学を行うことになっていまして、今回は浮間子ども・ティーンズセンターとする予定です。

第2回会議では、テーマについての課題、原因、対策などについての話し合いを行っていただき、第3回会議では、話し合いをまとめ、発表会の準備を行っていただき、最終回の発表会では、区担当の職員からの講評ですとか、それに対する中学生モニターと区職員との質疑応答。そういった流れで進めていく予定です。

裏面には、中学生が意見を出しやすい身近な問題等、そういったものを取り上げて、それが条例制定につながる。そういったテーマを幾つか出して、そういったテーマの下に話し合いを行っていただきたいと思いますと考えています。

テーマは複数設定いたしまして、子どもたちが任意に選択できるようにするとともに、複数のグループでテーマが重複しないように、そういった配慮を行っていただけたいという考えです。

今回は、資料が当日配付となってしまったことから、皆様、まだ十分にいろいろご意見等を出していただけないような状況かと思っておりますので、後日、またお気づきの点などについては、事務局までメールなどによって、お寄せいただければありがたいと考えています。

以上、説明です。

【会長】

ありがとうございました。

資料3に基づいて、お話いただきましたが、別紙と当日配付、いろいろありますので、この議題については、皆さん様々ご質問やご意見等があるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

【委員】

資料3の条例の制定についての要旨のところなのですが、下から2行目で、「子どもの育ちと子育て家庭への支援を推進する」と書いてありますが、例えば、江戸川区の子どもの権利条例、中野区の子どもの権利に関する条例は、名称に「子どもの権利」が入っており、条例にも「子どもの権利条約」についての説明や子どもの権利の尊重、保障、子どもの権利擁護など明記されています。北区でも、こうした明確な表現を書きいただきたいと思います。

それから、経過のところなのですが、私どもの会員から質問されたことで、中野区では、中野区子どもの権利擁護推進審議会という子ども条例策定のための審議会を作って進められていました。江戸川区や中野区などの先行事例を参考にしようという意見は、庁内では出なかったのか。

質問の二つ目は、「庁内検討委員会」のメンバーというのは、どこの部署の方で、何人くらいで構成されていて、どのくらいの頻度で開催されているのか知りたい。私が聞かれても分からないので、ここで教えていただければと思います。

それから最後に、今後のスケジュールのところだと思いますが、前回の会議、議事要旨の10ページ辺りですが、事務局から、「子ども会議」といった初めての取組も行っていきたいというご発言があって、非常に期待したのですが、今後のスケジュールには、それが入っていませんが、これは条例制定の中で設置されるのではなくて、制定後に設置されるのか、またはモニター会議のことを指して、子ども会議とおっしゃっていたのか、その辺りを教えてください。

【事務局】

まず、審議会なのですが、基本的には、庁内の中では、今回こういった北区では子ども・子育て会議の場がありまして、学識経験者の方、そして区民の代表の方から、関係機関の方から集まった場があるので、そこでの意見聴取を行うといったことで、かつ、子どもたちからの意見聴取を積極的に努めるといったことで、特に策定のために、別に審議会等を設けるべきといった庁内意見というのは、あまりなかったのかと認識しています。

次です。庁内委員会なのですが、委員といたしましては、子育てに関連する職員から構成するような形での委員会を考えています。

開催なのですが、基本的には、子ども・子育て会議での意見ですとか、子ども・子育て会議にこういったことを諮っていかうとか、そういった開催を考えていますので、基本的には、子ども・子育て会議と同程度の開催回数になるのではといったイメージでいます。

次に、子ども会議のことなのですが、確かに前回、子ども会議といった場を作って、意見聴取を行ってきたらいいなといった考え方を示したところです。

今回、検討の中でいろいろと考えたのは、モニター会議と果たして何が違うのだろうかといったところがどうかというと、学校の部局のほうから意見としてありまして、結局、モニター会議と同じ委員があつて、かつ、中学生モニターなどは5日間も日程をとる中で、そこの差別化というのは、なかなか難しい。差別化というのが、果たしてできるかなといったところでいうと、検討のための子ども会議という在り方については、もちろんいろいろなチャンネルを設けることについては非常に重要なことなのですが、そこの差別化

をきちんと行った上で、何かしら意見聴取ができたならなといったことで、今現在、取組については検討中といった考えでいます。

【事務局】

補足で、子どもの権利というところですが、これまでもお話ししていますが、子ども・子育て支援計画。この中にも子どもの権利条約、児童の権利に関する条約ということ。後ろのほうに、156ページ、157ページ辺りに記載していますとおり、こうした条約の理念を踏まえて、これまでも計画をつくってきています。

条例の名前、(仮称)北区子ども条例としていますが、様々な意見がございます。そういう中で、これから子ども・子育て会議の皆様のご意見を伺ったり、子ども自身の意見を聞いたりしながら、仮称を取って、権利ということを入れていくのか、あるいは子どもの条例ということにするのか、あるいはもっと違った名前になってくるのかというところ。条例を検討する中で、名称についても、今後考えていきたいと思っています。

いずれにいたしましても、子どもの権利を守っていくと。子ども目線で考えていくということ。これから児童相談所を作っていく北区として、一番大事なことと思っていますので、そうしたところを踏まえまして、先行自治体の条例等も参考にしながら、また子ども・子育て会議の皆様のご意見を伺いながら考えていきたい。審議会というお話もありましたが、子ども・子育て会議の皆様方のご意見を伺うこと。これがまさに様々な皆様のご意見を伺う審議会につながるものなのかなと、現在のところは考えています。

以上です。

【委員】

ありがとうございます。

それでは、子ども会議というのは、これからやるかどうかは、検討中ということでしょうか。

それから、一つ質問なのですが、中学生モニター会議というのは、何人ぐらいが参加する予定なのですか。

【事務局】

今年度に関しましては、区立中学校から計15名程度の生徒さんが参加していただき、三つのグループに分かれて、その話し合いを進めるといった形になる予定です。

あと、すみません。もう1点。テーマの説明なのですが、グループ討論のテーマということで、九つほど、今回テーマを出したのですが、これらは、それこそ他自治体で、子どもの権利条約ですとか、子どもの権利とか、そういったことをいろいろ話し合う上で、権利とは何かといったことで、漠然と出しても、なかなか子どもたちの議論が進まないという中で、こういった身近な話題から、そういったものにつなげていくということで、参考にしたものを若干アレンジを加えながら、こんなテーマでどうだろうと思って、今現在、検討しているような案になっています。

以上です。

【委員】

ありがとうございます。

先ほど事務局からもお話があったように、子どもにも名称についての聞き取りをしていくということだったので、小学生、中学生、高校生と随分年代の違うお子さんを対象に、いろいろお話を聞き取りもあるようなので、そこできちんと聞いていただきたいということと、ここに1、子ども条例についての制定とありますが、まずは、子どもの権利条約についてきちんと説明をした上で、いろいろな条例についての説明とか、討論をしていただければなと考えます。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

1点だけ教えていただきたいのですが、先ほど事務局から話がありました北区教育ビジョン2020の議会の日程云々という話。

今の子ども条例の制定について、令和6年3月に区議会に条例（案）を上程ということで、大変唐突な質問で恐縮なのですが、議会条例案を上程して、議会の意見を取り入れるのですか。子ども・子育て審議会、あるいは子どもたちの意見、あるいは、ここにいる皆さんの意見をまとめたものを上程する。そこで、我々が選んだ議員さんでもあるが、ただ、こういうことについては、専門の人がいないので、いろんな意見が出ると思うのですが、そういう意見は斟酌をしていくというのが議会の現行のやり方でしょうか。確認のために教えてください。

【事務局】

基本的には、議会の委員というのは、条例の過程の中で取組についてもいろいろ報告をしております。そういったところで、意見が出されてきて、そういったものも、それはそれで反映し、聞けるもの、聞けないものというのはあると思うのですが、そういった形で、つまり上程というのは、北区としてはこれで進めたいといった形を議会に示し、条例ですから、議決がないと条例というのは制定できないので、基本的には、私たちは、例えば議会の委員でしたら、こういうことを言ったのですが、そこは反映されなかったのですが、皆さんの意見でこうなったのであれば、それは賛成しますとか、反対しますとか、そういったことで採択されるのかなと考えています。

【事務局】

このスケジュールで補足をしますと、3番の今後のスケジュール。この中で、まず5年2月、条例の考え方のとりまとめというところがあります。これは、子ども・子育て会議ですとか、先ほどからお話に出ています子どもたちのモニターでの意見を聞いて、一定の考え方を取りまとめていく。あわせて、GIGAスクール等でアンケートをして、5年の11月で条例（案）という形で取りまとめをしていく。それをパブリックコメントという形で区民の皆様に広くご意見を聞いて、あわせて、その中で会派の意見をいただくとい

うことを条例の制定というときには、そういうやり方をしています。

そこで、区民の皆様からの意見や会派の皆様からの意見を踏まえて、それを受けて、6年3月の上程というところには、一言一句、何条何々という形で成案となって、それについて、区議会に上程をして、可決あるいはということを進めていく。これが条例の制定の考え方、やり方ということで進めていきたいと思っています。

【委員】

はい、分かりました。しっかり、こういう皆様のご意見が、議員の意見によって覆らないように、ぜひお願いしたいと思っています。議員の方は、いろいろお立場上ご発言するが、あることによっては全く素人ですから、そこは、ここにいらっしゃる意見を尊重しながら、ぜひ取り入れていただく。我々の意見が多く通るように、ご努力をお願いしたいと思っています。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

【委員】

私のほうからは、中学生モニター会議スケジュールについて、少しご意見を言わせていただければと思います。

単刀直入に、これを見て、すごくいいなと私は思いました。というのは、やはり中学生が、多分、他の中学校の方と議論をする場かなと思っています。このコロナ禍において、なかなか他の中学校の方とコミュニケーションを取る機会とか、顔を会わせる機会とか、少なくなっている中、自分たちの問題ということに関して、議論する場を夏休みを使って、5日間を取っているというのは、すばらしいかなと思いました。

ここに関して二つ質問がございますが、一つは15名の方の選抜の選考の基準といたしますか、例えば生徒会から選ぶのかとか、このような子ども権利条約に興味がある子なのかというところを一つお聞きしたいです。

あともう一つは、この発表会を得て、この中学生15人ないしは職員の方々と、この会議を得て、シェアをした後に、中学生たちが、どうやって中学校に意見とか、考えとかをフィードバックするのか。その2点を聞かせていただければと思います。

【事務局】

中学校のほうからも、今回、先生が出ていらっしゃるので、もし、捕捉があれば、お願いします。

基本的には、中学校から、推薦はいろいろな形式だと思っています。生徒会からということとか、あと生徒さんの任意だったりとかということで、推薦は様々なやり方で、とにかく代表の方が選ばれると私は伺っています。

テーマについては、基本的には、あまり生徒さん自身に説明はないとは聞いていますが、ただ、今回どんなことがあるのかといったことで、質問を受けた場合、こんなことを予定し

ているよということで、フィードバックがあると聞いています。

成果のフィードバックなんですけど、これも学校により様々と伺っています。

【委員】

生徒の選出ですが、各学校に任されています。例年、生徒会長、または生徒会役員が参加している学校もあります。

あとフィードバックのほうですが、生徒会の広報誌とかで中学生モニター会議の話ですとか、そういうものは取り上げられるようになっています。

【委員】

ご回答いただきまして、ありがとうございます。中学生にとってすごい貴重な機会になるかなと思いますし、社会人やっていても、やっぱりコミュニケーションをとる、発表する、まとめるというのはすごい大事なスキルかなと思いますので、すてきな夏休みにしてくれたりいいかなと思います。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。いかがでしょうか。

今日の資料の3の別紙にも書いてあるんですが、子どもたちに意見を聞く、下のほうですね。たとえばここで所得層と書いてありますが、これは前の会議でも、子どもさんに意見を聞く場合に、どういう子どもさんに聞くのかということところは、とても大事な点なので、その辺をご検討いただきたいということがありました。その辺りはいろいろ、学校に任されているということですけども、何かその辺り、区としての希望であるとか、こんなふうにいるいろいろな方の意見を聞いてくださいとか、そういうことは何かあるんでしょうか。

【事務局】

皆さん考えることというのは恐らく、低所得なり貧困なり、そういったことで悩まれている方、そういったお子さんからの意見、例えば、皆さんこういうお子さんをわっと集めたときに、日本の相対的貧困率、それなりに高いなんて言われ方をしていますが、そういった方の意見がなかなか大勢、ばっと集まった中では反映されにくいなということがあったときに、例えば、北区で今中学生向けにそういった貧困家庭にいらっしゃるお子さんのための学習支援などをやっていますが、そういった参加者に、1日でも2日でも意見を聞かせてもらえないかなとか、それはアンケート形式になるのか、直接会って話になるのか、その辺りはあれなんですけれど、そういった方々の意見が聞けるような場というのは検討しているところです。

【会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【委員】

この中学生モニターについてお願いなのですが、今いろいろおっしゃってくださったようにすごくすてきな機会だと思いますが、この資料の裏側のグループ討論のテーマの案ですね。今、こちらはご検討中ということですよ。おっしゃるようにテーマが漠然としているよりは、具体的なほうが話が深まるのではないかと私もそう思いますが、しかし同時に、こうしたモニタリング自体が子どもの権利の侵害につながるようなことにならないようにしてほしいなと思ひまして。例えば、このBグループの1番、「親から愛されていると感じる瞬間はどんな時ですか」は、多分答えられないとか、答えたくないお子さんもいるかなという気がするんですよ。そうした、探られたくない、内心の自由を守る権利といひますか、そういった点でも子どもの権利の尊重ということを念頭に、こうしたグループ討論のテーマ等も検討していただけたらと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【委員】

今ほかの委員がおっしゃったこと、私もさっきちょっとなと思ひたのは、例えば、Aグループの1、「幸せな家庭とはどんな家庭だと思ひますか」と聞かれても、自分の家庭が幸せじゃない子は何とも答えようもないし、多分、うそを言うしかないかなと思ひたりする。幸せな家庭という、そのイメージは各子どもによって違ふと思ひますよ。幸せな家庭にいない子どもは、難しいかなというふうに思ひました。

あと2番、同じAグループのクラスメイトがいじめられていたらといひても、自分がいじめられている子どもはどんなふうに答えるんだらうとか、その辺、そういう子どもは結構たくさん私の周りにもいるので、この設定は難しいかなと思ひます。

Bグループの1、これは親から愛されているということの基本にして、そういうことを感じる瞬間はどんな時かという質問なので、親から愛されていない子どもはどんなふうに答えるのかなとか、その辺はすごく悩ましい問題かなと思ひます。どの子どもも親から愛されていて、幸せな家庭というものを経験しているという、それを基本にしないほうがいいような気がします。

【事務局】

ご意見、ありがとうございます。このグループ討論テーマの案といひるのは、実はここにいます事務局の職員が一生懸命、ほかの自治体の例などを見ながら考えたもので、私も正直に言ひまして、ちょっと前に拝見したもので、全く練れているものではありません。本当に私も見て、幸せな家庭はどんな家庭といひ方、どうなんだらうなといひところ、率直にどうなんだらうねと感じましたし、先ほどもありました所得階層のところ、どんな所得階層のお子さんたちといひ、これを聞いていくアンケートの中で、あるいは学習支援「みらいきた」に来ている方とか、あるいは子ども食堂の子どもたちに聞く、いろいろなやり方があるかと思ひますが、LGBTQのお話もあります。こうしたところをどうやって、子どもが話しやすいように、傷つかないように、どうやったらこのグループ討議が深まっていくのかなといひところ、本当に難しいところだと思ひています。

そういう中で子ども会議も、どのようにもっていったらいいのか手探り状態の中で、このモニター会議、これはもう既にある仕組みで、そのテーマとして今回子ども条例を取

り上げてやっていくという考え方をしていますので、非常にデリケートで難しく、どうやったらいいのか私たちも手探りで行っていきます。またほかの自治体の例なんかも見ながら進めていきたいと思いますが、今回初めて席上での配付となりました。ぜひ子ども・子育て会議の皆様方のご意見を、ただいまいただいたところも含めまして、後ほどまたいつぐらいまでにご意見をいただければということをお話したいと思っておりますのでご意見をいただければ大変ありがたいというように感じています。

【会長】

ありがとうございます。

せっかくですから、いかがでしょうか。今、ご意見がある方は言っていただければと思います。

はい、どうぞ。

【委員】

中学生モニターの15名の対象人数なんですが、先ほど公立中学校12校から選出するという事をおっしゃいましたが、区立中学校12校ですよね。せめて3名ぐらいは私立の中学生も、北区には中学校がありますので、いろんな意見を聞くという考えをお持ちならば、私立中学校の生徒も1人か2人か3人ぐらいは入れてあげてもいいんじゃないかなという考えですので、よろしくをお願いします。

【会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【事務局】

そういった意見があった旨、区の所管部署には伝えたいと思います。

【会長】

すみません、じゃあさっきの話に戻らせてもらいますと、グループ討論のテーマとしてここに書いていることは、今までも委員の皆様がおっしゃっているように非常にセンシティブな内容も多くて、ある意味ではその人の価値とか、その人が考えていることとか、あまり公の場では言いたくないようなことも多いと思うので、もしグループ討論という場で話し合うならば、制度とかサービスですね、制度という言葉は使わなくても、例えば、こういうことがある場合には、どういうところに連絡したり、あるいはこういうふうにしてほしいということはあるんだろうかという、そういう子どもたちの希望を聞くのはどうでしょうか。例えば、こういうケースがあった場合には、どうするのが一番いいと思いますか、そういうような聞き方ですと非常に話しやすいのかなと私は思ったんですが、いかがでしょうか。

【事務局】

今回とにかくこういう場で、私たちも正直子どもの育ちのために特化した部署に配属になって、様々な経験とかいろいろ過去の職員が積み上げてきたものなどをいろいろ踏まえて、今回いろいろ研究して出したんですが、やはりはじめ、子ども教育に長年携われてきた方の見識というのは、すごく今日は参考になるいろんな意見をいただいて、反映しているかといったような思いでおりましたので、ぜひぜひそういった意見、いじめのところなんかはむしろそういった、あなたはどうしますかというよりも、どう解決に導くかとか、そういったことでの聞き方のほうが、そのセンシティブさということではいけばすごく軽減できるというか、そんな認識をしました。いただいた意見、ぜひぜひ参考に、いいものにしていきたいと思います。

【会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【委員】

子どもの人権が守られていない、そういう状況にある子どものために、こういう条例が必要だと思っているので、やはりそういう子どもがどうしてほしいかというのを聞いてほしいというか、今侵害されている子どもが権利を守られるような、そういう条例にしてほしいなと思います。地域で学習支援教室や子ども食堂をやっていて、支援が必要な子どもとか家庭、保護者の方もそうなんですけど、そういう方が実際にいらっしゃって、どういう条例をつくると、もっと良くなるのかなと、権利が保障されるのかなとか、権利擁護になるのかなと、そういう観点が大事かなと思います。このモニター会議ではテーマをどうこうというより、聞き取りとかしていただけるといいかなと。はたから見えて何の問題もないような家庭に、実は虐待が隠れていたりもして、びっくりしたりするので、そういうことをモニターできるような姿勢で臨まれるといいのではないかと思います。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

こちらの対象人数15名で、5名1グループで今回グループ討論をされるということなんですが、例えば、参加された子が子どもの貧困について話したかったのにほかの、今、A、B、Cの案ではあるんですが見てみると、全然カテゴリーが違うようなものが三つ並んでいて、何か話したかったテーマと違うテーマに、どうしてもあぶれて入っちゃった人とかもいるのかなと思まして、この5名で1グループで、ばらばらなカテゴリーの討論テーマに分けられてしまうのは、もったいないかなと思しました。

せっかく、こういったいい機会に、しかも15名しか参加できないところで参加できるので、このAグループ、Bグループ、Cグループに分けられてはいるんですけど、何か自分のグループ以外のところにも意見を出したいというお子さんの声が届くような仕組みが

あったらいいなと思いました。

【事務局】

このグループ編成なんです、それこそ条例で3グループにする、1グループは5名とするとか、何かそんな堅い決まりがあるわけではないと思っているので、ただ何でもありですよみたいな形にも、それはなかなか難しいので、当日の生徒さんの意見をいろいろ聞きながら、柔軟には対応していきたいと考えてございます。いただいた意見を踏まえながら考えます。

【事務局】

スケジュール的に子ども条例の、この中学生モニター会議が第1回目が7月25日に迫っています。大変恐縮ですが、今日本当に参考になるご意見をいただきましたが、一週間ぐらいでいいですか。

【事務局】

少し1日、2日遅れても構いませんが、一週間ぐらいを目安に、また委員の皆様からメールでもお電話でも、何でも結構ですので、ご意見をいただいて、ブラッシュアップして7月25日からのモニター会議に臨みたいと思っていますので、ぜひご意見を一週間ぐらいでいただければ大変ありがたく思いますので、よろしくお願ひいたします。

【会長】

ありがとうございます。

今、事務局からお話がありましたように、それではご意見のある方は一週間以内にメール等で事務局宛てにお願いできればと思います。先ほどお話がありましたように、この子ども・子育て会議というのは、今回の条例について意見を聞く、非常に大事な機会、大事な会議であるということが分かりましたので、ぜひとも委員の皆様から忌憚のないご意見をお寄せいただければと思います。

あといかがでしょうか。この件について、どうしても今言っておきたいということがある方。

【委員】

二つありまして、一つはスケジュールについての質問と、あと会議の議題についての意見という二つです。

まず一つは、スケジュールですが、前回の会議等を踏まえて中学生モニターとか、そういう意見をいろいろ聞くとなっていたと思うのですが、私のイメージは、条例案について子どもたちに意見をもらうというイメージだったのですが、このスケジュールだと条例案について子どもたちに意見をもらうタイミングがないように見えるのですが、そういうタイミングはどこかであるのでしょうか。江戸川区の例を見ると、パブコメの前に小中学生に意見を聴取していますけども、私はそのほうがいいのではないかと考えているのですが、スケジュールはまだ大枠だと思うので、これから決めるということかもしれませんが、そ

の辺りどうお考えかということ、まず教えていただけたらと思います。

【事務局】

まず案を示す、例えば、いろいろやり方があると思います。例えば、選考の三つぐらいをぼんぼんぼんと出して、どれがタイプだろうとかという人気投票をやるとかというやり方もあるのかなんていう思いはあるんですが、基本的には今回は、その条例につながる、北区としては条例に何を盛り込んでいく、どんなことを求めているのかな、子どもたちは私たち大人に何を求めているのかなということ、まず何が課題で、何を求めているのかなということ、これを把握していきたいというのが、まず現段階の取組なのかなと思っていました、基本的にそういった考え方をいろいろ聴取する中で考え方を示して、条例の文書的なものについては次年度のGIGAスクールのアンケートとか、そういった機会の中で、そういった意見等をいろいろ求めていけたらなといったような考えでいます。

【委員】

ありがとうございます。すみません、質問が悪かったのかもしれないのですが、この7月の会議で条例案を出してくださいということは全く思っていなくて、パブコメが恐らく令和5年度の年末年始ぐらいにあると思います。そしてパブコメの前ぐらいに条例案の取りまとめがあると思うのですが、その取りまとめの後ぐらいに、その権利の対象である小中高の子たちが条例案を論議することがいいのではないかと考えています。江戸川区もそのようにやっていたので、こういう進め方はいい進め方だと思いました。条例案がない今この段階だと、子どもの意見を聞きました。でも、大人が全部決めてパブコメで出しましたみたいなふうに見えてしまうのではないかと。私たちの子どもの意見はどこいったかみたいなことも、子どもが思うのではないかと考えました。なので、この7月の論議のことを言っているのではなくて、条例案が固まり切る前に子どもの意見をもう一回聞いたら、子どもにとってすごくいいのではないかなと考えていますということが一つです。

もう1つですが、今度は7月の議題です。先生方がおっしゃるようにセンシティブな議題も多いので、こども権利条例の論議をしてもらったらどうかと考えています。北区がほかの区の条例を子どもに論議させることは難しいかもしれないのですが、私が他の区のホームページをいろいろ見たら、世田谷区が進んでいると感じたのですが、例えば、江戸川区とか世田谷区などの他の市区町村とか、もしくは国連の子ども権利条例について論議をしてもらおうと、自分の家庭のことを根掘り葉掘り言わなくても済むので、ほかの条例についてみんなで論議してもらおうというのでもいいのではないかと考えました。

以上です。ありがとうございました。

【事務局】

なかなか条例案とか、例えば、条約の内容をもって、それについてどう思うか、こう思うかということ、中学生から意見をもらうというのは、中学校の現場の先生にも意見を伺いながら、その辺りの進め方については検討してまいります。

考え方を取りまとめた後に、例えば、子どもたちの意見を聞いていくということは、それはタイミング問わず、とにかくやっていきたいとは思っています。ただ、なかなかそう

いう機会をつくるというのも非常に難しいという今の現状もあります。ただ、今回話し合った生徒さんたちに、じゃあ皆さんの意見を聞いてこういうのをつくったんだよ、どうみんなの意見は反映されているかなとか、そういうことをいろいろまたフィードバックして問いかけるとか、そんなこともいろいろできるかと思います。皆さんも、ぜひぜひいろんな忌憚のないご意見、こんなことをやったらどうだという意見、一週間超えても、今回には反映できないかもしれないんですけど、その後の取組の中でもいろいろ生かしていける部分はあるかと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。それでは皆様、今、事務局からお話がありましたようにご意見等をお寄せいただければと思います。ありがとうございます。

それでは、次に行きたいと思います。4でしょうか。保育所待機児童数について、それから、5の私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について。まとめて事務局からお願いいたします。

【事務局】

待機児童の数の話からです。令和4年4月1日の保育所の待機児童数が確定しましたので、報告するものです。平成30年よりさらに前ですね、200名を超える待機児童が発生しまして、その後、緊急対策を策定し、この子ども・子育て会議でも様々議論をいただきました。ただ、保育所待機児童について北区はかなり取組を進めているよねなんていう意見も、私が担当をやらせていただいたときには随分応援をいただいたような、そんな思いがあります。おかげさまをもちまして、今年度は昨年度より2名減って16名ということで、ほとんど待機児童が発生しない状況になりました。北区、7地区に分けて、様々地域ごとの取組についても検証しているところですが、赤羽東地区が7名ということで今回多かったんですが、どこも1歳児のみに待機児童が発生し、地域についても若干偏在が見られるといったような状況がございます。

裏面にいきますと、その施設整備のほうが進んだといったような状況ですとか、地域ごとの比較、そういったものを記載してございます。なお、今後の予定ですが、裏面いきまして、3の今後の予定ですが、待機児童が概ね解消された状況を踏まえ、当面、認可保育所、小規模保育事業所等の公募を行いません。ただし、待機児童が発生してしまいという状況については、これは何とか解消に向けた取組というのは、やっぱり継続していく必要がありますので、引き続き、地域ごとの保育ニーズを分析し、必要な対策というのを検討していくといったような方針です。

今回、この書面には書いていないんですが、実際に今回保育園の先生、幼稚園の先生もいらっしゃるんで、コメントとしてのご意見が出るかなと思うんですが、どうかというと、その待機児童の問題というよりは、今現在、北区としては施設の空きとか、そういったことのほうがむしろ課題なのかなというふうに考えてございます。保育ニーズ、やっぱり高まるといったような状況の中ではありますが、少子高齢化も進んでおり、そういった中で保育所の受入数をどのようにしていくのかといったようなことについても、いろいろ検討が必要な、今までの待機児童解消をがむしゃらに進めてきた状況とは、また異なる対

応というのが必要ではないかといったような認識で、今、北区はいるということ、すみません、お伝えだけします。

次に、私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行についての説明に移ります。

1の要旨です。

私立幼稚園であります木内鳩の家幼稚園については、令和6年度当初から幼稚園型認定こども園への移行に向けた準備を進めていくということになったものです。また、移行のため、令和4年7月より施設の増築及び改修工事を行うということです。

次に、木内鳩の家幼稚園の現況です。設置主体、学校法人淡島学園さんで、所在地、建物はお示しのとおりとなっております。定員は、現行の規則上のものをお示ししてございます。現在の預かり時間ですが、9時から14時の教育時間の前後に月曜日から金曜日に預かり保育を実施いただいているといったような状況です。

次に、認定こども園移行後の定員・教育時間についてです。(1)の定員ですが、合計の人数は現行と変更ございませんが、3歳、4歳、5歳の各10名ずつを2号認定児童、いわゆる保育園枠として確保いたしまして、区が行う入所調整の中で募集を行ってまいります。

また(2)の教育時間ですが、教育時間については現行と変更はないものの、預かり保育については土曜日も実施され、また時間も延長されるということで保護者の求める多様な保育ニーズについても対応いただける形になると考えてございます。

最後に項目4の今後の予定でございまして、令和4年4月に園舎の改修工事に着工いたしまして、主に夏休み期間を利用して集中的に工事を実施する形を考えているということです。9月には園舎改修のための区補助金の補正予算案の上程を考えてございます。次の夏休みを利用した集中的な工事により、増築、改修を完了させ、令和6年4月からの認定こども園としての運営開始を目指します。

以上、ご説明を申し上げます。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明ですね、資料4と5ですが、皆様からご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

【委員】

木内鳩の家幼稚園、うちの近所なんですけど、幼稚園だけじゃなくて、ごく近所にはとぼっぽ保育園という同じ経営の保育園があつて、これはこの認定こども園になったら、はとぼっぽ保育園はどうなるんでしょうか。

【事務局】

全く変わらない形で保育園は保育園として継続します。

【委員】

並立して認定こども園と保育園が、そのままいくと。改修工事のために区の補助金がここにつくんですよ。どういったことでそこに補助金がつくんですか。

【事務局】

保育園を増築したり新築したり改築したり、子どもたちが良好な環境で保育される、教育される、そういった目的の下に国や東京都、それで区でも大きな工事を行う際には、なかなか設置者だけの負担では難しいことから、そういった改修の規模等に応じた補助金をお支払いする仕組みがありまして、そういったことで補助を行うといったようなことです。

【委員】

認定こども園に移行するので、補助金がつくということではないんですか。

【事務局】

認定こども園に移行するということでの補助金もありますし、施設が古くなって、その改修でということの補助金もあります。今回、そういったものをいろいろメニューがあって、これに該当すると幾らつく、これに該当すると幾らつくみたいな、そういった仕組みになっているんですけど、認定こども園に移行することでの、移行するだけで何もしなければ、それはつかないんですけど、認定こども園に移行するに当たって、これだけの設備に手を入れるということで補助金が出るということになっています。

【委員】

幼稚園と保育園両方運営しているところで、何で認定こども園に移行するのか、ちょっと納得がいかなかったんで、何でかなと、これ補助金が出るからそうなるのかなと、ふと疑問に思ったので質問しました。

【事務局】

基本的には認定こども園になりますと、例えば、運営費等の計算とか、そういうのもあるんですけど、そういったところで有利になったりとか、あと利用者さんのニーズですよ。長く開所できて、それでもって、それが逆に利用者の方に喜ばれてといったことでの、そういったことでのいろいろ検討した結果と伺っています。

【会長】

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

待機児童の解消は、北区も大変な努力をしたり、私立保育園も協力をしてまいりましたが、このような待機児童の解消というところまで来たということは、北区の施策にも大変敬意を表するところです。

ただ、先ほどの事務局のお話にもありまして、現在は逆に定員割れの対応というところは深刻な問題になっていまして、定員が割れると給付費というのが減員、入所児童

によって決まってまいりますので、お子さんがいないというところは運営にも直結しているのが現状です。ですので、これから今まで、北区の子育てを支えてきた私立保育園といたしましては、早急に定員割れ、今後の施策というところでは、ぜひぜひご対応をお願いしたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

ほかにはいかがでしょうか。この件については、よろしいでしょうか。

それでは、次にいかせていただきたいと思います。続きまして、6の区立小・中学校、区立幼稚園・こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について、それから、7の学童クラブ・保育園等における新型コロナウイルス感染症への対応について。まとめて、事務局からお願いいたします。

【事務局】

それでは、私のほうからは、小・中学校、幼稚園・こども園における感染症への対応、資料6のほうについて説明をしたいと思います。

資料6をご覧ください。

まず大きな1番といたしまして、こちらには本年の4月、5月の感染者数、それから下のほうで臨時休業・学年閉鎖の状況載せてございます。4月、5月の感染者数(1)というところに表でお示ししてございます。ご覧いただきますと分かりますとおり、4月については毎週100人を超える感染者が出ておりました。しかし、その右、5月は7、80人程度となっていて、ここに記載ございません。6月に入ってはさらに減っています。毎週2、30人程度になっていまして、感染状況かなり落ち着いているという状況です。

その下の表(2)です。①としては全学年休業数、こちらは4月、5月、6月に入っても0です。

それから次のページにいていただきまして、2ページ上のほうで②、こちら学園閉鎖の状況、4月がこども園・幼稚園で1件、5月は小学校で3件となっております。6月は一切ございません。

それから、③学級閉鎖です。こちらは4月に小学校で13件ございました。5月は3件という状況です。6月は1件も出てございません。

なお、この辺りの状況ですけど、次の3ページの一番下です。3番というところに小・中学校における給食時の濃厚接触者を減らす取組みという表現がございます。こちらは給食時には、どうしても食べるためにマスクを外すという状況になりますので、もし感染者、陽性者が出てしまうと、周りの子どもたちが濃厚接触になってしまう可能性が高いということから、パーテーションを設置するなどの対策をすることによって、濃厚接触者としての特定数を減らすという取組を各学校で行ってございます。そのような取組を行ったこともございまして、先ほど申し上げたように5月に入ってから学級閉鎖の数が減ってきているという状況です。

2ページのほうにお戻りいただきまして、大きな2番、リバウンド警戒期間の終了に伴う対応ですけど、こちらについては(1)にお示しのとおり、北区は本年4月にガイドラインを改訂いたしまして、学校・園に対しましては5月26日付で事務連絡も発出してご

ございます。基本的には、引き続き感染対策を徹底した上で学校・園運営については継続して行っていくということ。

それから、次のページにはマスクの着用について書かせていただいております。3ページの(3)というところです。学校生活における児童・生徒等のマスクの着用、報道等でも話題になってございますが、基本的には報道されているとおりです。①、②にあるとおり、距離が確保できる場合等については、マスクを外すということを基本としている、熱中症対策等も含めて対応を行っているという状況です。この辺りの対応が、今現在、学校で行っている対応です。

私のほうからは以上です。

【事務局】

続きまして、学童クラブ・保育園等におけます状況について、資料7をご覧くださいませ。資料7でご説明をします。

まず1番、学童クラブ・保育園の感染の状況ですが、(1)といたしまして利用者の推移、①の学童クラブについては在籍者、利用者とも1月、2月より増加をしまして、利用率、5月31日で約7割と、これは例年並みの数字です。

②の保育園、区立直営園の利用者ですが、1月末の一番感染が急増したとき、休園も多く、50%程度でしたが感染が落ち着きまして、5月の末では9割近く、これも例年並みの数字になっています。

(2)は感染者数の状況です。

学童クラブ、放課後子ども教室については、児童は教育振興部での計上となっておりまして、職員の感染者数、お示しのとおりです。保育園、お示しのとおりですが、4月、5月の合計で888人、これは2月、ひと月で727人おりましたので、減少をしています。5月の連休明け、少し増えて心配をいたしましたが、その後、減少しており、現在も減少の傾向が続いています。

裏面に移っていただきまして、休室・休園の状況です。学童、放課後子ども教室は0です。保育園も感染者数の減に伴いまして、4月、5月合計で70件、これは1月だけで82件、2月が128件ありましたので、減少をしています。

2番はまん延防止等重点措置や、リバウンド警戒期間終了後の対応ですが、感染が拡大した1月、2月は放課後子ども教室で預かりが必要な子どものみの参加としたり、児童館では乳幼児親子に利用限定をするなどの対応を行っていましたが、まん延防止、重点期間終了後からは通常どおりの運営、現在も通常どおりの運営としています。

3番の濃厚接触者の特定、PCR検査ですが、昨年度に引き続きまして、濃厚接触者の特定を各児童館、保育園等の現場と子どもわくわく課、保育課で保健所と連携をしまして行っているほか、引き続き感染が出た施設の職員の方などで、濃厚接触者等に特定されなかった職員も希望があれば検査を行っています。

4番の在宅要支援児受入体制整備事業ですが、今年度から保護者がコロナウイルスに感染するなどして、ほかに子どもさんを見る方がいない。そうした場合に子どもを預かって世話をするという業務を東京北医療センターに委託をいたしまして実施をしています。これまで2件の利用実績がございます。

私からは以上です。

【会長】

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対してご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。どうぞ。

【委員】

オミクロン株になって、前は大人から子どもにうつっていくのがほとんどだったのが、オミクロンになってからは子どものまん延が家庭内でまた大人がうつってというのがあるので、子どもの流行をある程度こうやって阻止していただけるのは、とても大切なことだと思います。ただ今回、熱中症との関連ということで、やはり制限と、ある程度またどこまで緩和するかとか、あとは学校、登校に対して、やっぱり制限し過ぎてはいけないということもあるんですね。そこら辺のバランスは、やはり世の中の流行状況や子どもたちの重症化はある程度、子どもたちは重症化はしないので、そこら辺とのバランスを取りながらということも大切になってくると思います。

1点ですね、今、子どもたち、濃厚接触者になった場合にはPCR検査でしっかりそれを見ていくということなんですが、北区の新型コロナウイルスの感染症の対策ガイドラインの中には、濃厚接触者の子どもがいる家庭の兄弟も出席停止になっているんですね。ここに関しては保健所も厚生労働省も我々も、無症候性濃厚接触者に接触したからといって行動制限はさせていないんですね。ただ、この北区のガイドラインは、いわゆるおうちに無症候性でも濃厚接触者の子がいたら、兄弟も学校に出ちゃいけない、その子がPCR検査陰性であれば出ていいんですけど、その結果が出るまでは出ちゃいけないという。若干そこに関しては、過剰な制限になるんじゃないのかなというのは、危惧しています。そこは普通の厚生労働省のガイドラインとは違うところなので、濃厚接触者に症状がある子は、もちろん家庭の中で待機、兄弟も陰性が分かるまで、やっぱり待機してほしいというのはあるんですが、全然症状がない子もみんな、その子が陰性になるまでは出ちゃいけないよというのはどうなのかなと思って、そこら辺を教えていただければと思います。

【事務局】

ありがとうございます。今の委員からのお話は、濃厚接触者の接触者に対しての制限ということでしょうかね。

【委員】

制限ではなくて、ある濃厚接触者になった子の兄弟は、その濃厚接触者になるとPCR検査で陰性が確認されるまで出席停止扱いで、原則出席を控えていただくという項目があるんですね、ガイドラインに。それは厚生労働省のガイドラインと異なるんですね。保健所のほうにも、これを問い合わせたんですけど、保健所のほうもそういうような指導はしていないという形なので、そこら辺が差異があって、ただ最終的な決定権は学校長に権限があるので、学校側が言われれば子どもたちは出られない。濃厚接触者になっちゃった子の兄弟はみんな学校に出られないことになっているんです。ただ、いわゆるもちろん濃厚接触者の子がPCR陰性だって分かれば出られるんですが、1日、2日、結果が出るまで

は兄弟はおうちにいなきゃいけませんよということになっている。そこが今、ほかのガイドラインと違うので、そこら辺は制限が過剰になっていないかなというのは危惧をしています。

【事務局】

私どものガイドラインの多分、幼児、児童、生徒が濃厚接触者と判明した場合というところの取扱いで、陽性者と最終接触日の翌日から起算して継続7日間は自宅待機という、この規定のことを。

【委員】

いや、そうじゃなくてですね、それ以外に濃厚接触者の子がPCR検査をするんですけども、その結果が陰性と確認できるまでは、その兄弟も原則出席を控えていただく、またその扱いは出席停止扱いなるというのが北区の、そのガイドラインの中にあるんです。実際に、それでもって学校を、いやこの子の陰性が分かるまで、早く分かりませんかね、兄弟も行けないのでという保護者の方は実際にいるので。

【事務局】

私どものガイドライン、私がまさに今持っている本年4月のガイドラインの中には、そのような取扱いは明記していないところでございまして。

【委員】

家庭内に濃厚接触者がいる場合というやつが、たしかそこの取扱いというやつがたしかあったと思うんですね。

【事務局】

家庭内感染の対策というところの中の話でしょうかね。同居の家族が濃厚接触者となった場合という記述ですね。

【委員】

そうですね、そこですね。そうすると学校で。

【事務局】

その後、発症、もしくは検査で陽性判定された場合を考慮して、陰性確認ができるまでは原則登校しないようにと、この記述のことでしょうか。

【委員】

そうです。それでもってPCR検査の結果が分かるまでは兄弟出られないということですよ、今。それはほかではやっていない。

【事務局】

この運用であまり私ども、これまでも問合せを受けたケースというのはあまりないんですけど。

【委員】

実際にやっている小学校さんもしらっしゃって、うちでそれは言われたことがあるので、うちの診療所でも兄弟が分からなければ、その子のPCRの検査が分からなければ出席できないので、いつPCR検査は分かりますかと言われるんですね。

【事務局】

分かりました。この取扱いについては確認させてください。ありがとうございます。

【委員】

それが起きているみたいなので、よろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

マスクの着用の件なんですけど、(3)の②で幼稚園・こども園の未就学児(2歳以上)についてというところで、マスク着用を一律には求めないという文言がございますが、いまだにうちの保育園、すみません、個人的なところになってしまいうんですが、まだ保護者が、ほとんどの方がお子さんにマスク着用をしてきている状況なんですね。それで保育園としては、もうマスク着用をしてくださいということは、もう言っていないんですよということでお話しするんですが、その辺は逆にもうマスクをつけてこなくていいですよという言い方に呼び変えてもよろしいものでしょうか。お尋ねしたいんですが。

【事務局】

マスクの着用については、公立保育園はじめ、私立の皆様にも、基本的に園児さんに対応していただく際には、なかなか国がオミクロン株の対応のときにはマスクの着用を推奨するという発表があって、それを受けて取組を求められてきたわけですけども、実際には現場ではなかなかその対応は難しいということで、一律には求めない、オミクロン株の感染のときにもそういう対応をしていました。ただ一方で、その対応を基本としながらも、区内の保育園の中で感染が広がってしまったようなところはやむを得ず、保護者の皆様にもご説明を尽くして、ご理解をいただいた上で園内の活動の際にも着用するというのを対応した園もございました。そういった、それぞれの園によってケース・バイ・ケース、またそれが現場で今、私感染の状況からお話をさせてもらいましたが、保護者が今、先生にご指摘いただいたように、望まれる保護者の方が多い園も、それぞれの園によってはあろかなと思いますので、そこは今、ご質問いただいた、つけなくていいと呼び変えてというか、解釈をして保護者の方にご案内していいかどうかというのは、またその保護者の皆

様と園との間で一番いい形を、それぞれのケース・バイ・ケースで探っていっていただいで運用していただくことがよろしいのかなと思いました。一律に我々のほうから、そういった対応、呼び変えたような対応をしても結構ですというお答えは、この場では難しいのかなと思います。申し訳ございません。

【委員】

ありがとうございます。また保護者の状況を見ながら判断してまいりたいと思います。ありがとうございました。

【会長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今日、全般にわたって何か聞き漏らしたとか、話しそびれたということで、言っておきたいことがあるとか、そういうのはいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは最後、次第の3のところにおけるその他ということになっていますが、事務局から何かご連絡等ありますでしょうか。

【事務局】

事務局です。

まず次第の3でお話しさせていただいた中学校モニターの件なんですけども、改めてですけどもご意見等々、もしございましたらメール等々でご連絡いただければと思います。一週間ほどを目安にさせていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、次回子ども・子育て会議についてですが、次回8月下旬頃を予定していますので、改めて日程のほうは、またメールで周知しますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、本日の議題や報告、全て終了いたしました。事務局からもご説明がありましたように、非常に大事な計画策定、それからビジョンの改定、子ども条例の制定といった様々な課題がありますので、ぜひとも引き続き、活発なご議論をいただければと思います。

それでは、本日の子ども・子育て会議を終了いたします。どうもありがとうございました。